414
A 4315

大正十一年四月
大隈侯爵邸寄贈

早稲田大学図書

去月横須賀ニ於テ発明者「ポイント」氏カ運轉水雷火ヲ經驗セシ事ニ付キ拙者ノ「ベルニ」氏ト相談セシ次第ヲ左ニ咨ス

第一　ユ夫ノ新規ニアラサル事

去月横須賀ニ於テ「ポイント」氏ノ經驗ヲ為シタル水雷火ノユ夫ハ新発明ニアラスシテ全ク亜墨利加人「ロイ」氏ノ発明シタル水雷火ノユ夫ト甚タ類似ス唯「ポイントン」氏ノユ夫ハ完全セサルモノ如シ

第二　「ロイ」氏発明ノ水雷火ト類似スル事

亜墨利加政府ニ於テ高價ヲ以テ其秘傳ヲ得シ

4011

ル「イ」発明ノ運轉水雷火ハ「ポイントン」氏ノ水雷火
ト同シク越歴機カヲ以テ運轉ス可キ者ニシテ
其取扱人ヲメ随意ニ之レヲ運轉セシムルモ敢
テ破烈ノ憂ナク自由ニ進退スルヿヲ得可シ又
「ポイントン」ノ水雷火ノ如クニ「マイル」(我十四町半十三間余)ノ距
離ヲ経過(往返共)スルヿヲ得可シ但シ其経過ヲ
為スハ一時間ニ六「マイル」半ヲ往ク可キ速カヲ
以テス然ルニ「ポイントン」氏ノ水雷火ハ同時間ニ
唯五「マイル」ヲ経過ス可キノミ即チ「イ」ノ水雷
火ハ僅カ十九分時間ニ二「マイル」ノ距離ヲ経過
スルニ「ポイントン」氏ノ水雷火ハ其同距離ヲ経過
スルニ二十五分時間ヲ費ヤスナリ

第三 「ポイントン」氏ノ水雷火運轉ヲ為スニ必用ノ諸件

「ポイントン」氏ノ水雷火ハ定点即チ「エ」ヨリ「イ」ノ
距離迄運轉ヲ為シ得ル為メニハ第一其傳線ノ
短キヿヲ要ス若シ傳線過度ニ長キ時ハ其重カ
殊ニ其摩擦カ速カノ妨碍トナル可シ第二器械
カノ充分ナルヿヲ要ス第三水流過急ナラサルヿ
ヲ要ス若シ水流一時間ニ五「マイル」ヲ行ク可キ速

カアル時ハ水雷火進ムヿヲ得サル可シ第四風ノ過烈ナラサルヿヲ要ス若シ風猛烈ナルトキハ水面ニ浮出スル水雷火ヲ旋回ス可シ

故ニ線令「ポイント」ノ水雷火ハ自由ニ運轉スト雖モ其運轉ヲ為スタメニハ前ノ諸件ノ具備スルヿヲ要スルヿハ固ヨリ宜ク然ルヘキヿナリ然レトモ憶フニ一時間僅カニ五「マイル」ヲ行ク可キ速力ヲ有セル此器機ヲ以テ其目的トスル所ノ用ヲ達セレメントスルハ亦奇トスフ可シ是ニ由テ之ヲ考レハ此水雷火ハ必ス往々其目的ヲ達シ得サルヿアランモ知ル可ラス

第四　完全セザル事及ヒ不利ナル事

上ニ述フル所ノ外尚「ポイント」ノ水雷火ハ常ニ水面ニ現出スルノ不利アル故其取扱人之レヲ看ルヿヲ得可シト雖モ敵ハ尚判然ト水雷火器ヲ見ルヿヲ得可シ去レハ假リニ其敵船一時間ニ五「マイル」以上ノ距離ヲ經過スヘキモノトセハ其速力水雷火ニ勝レルヲ以テ之レヲ避クルヿヲ得可シ然ラハ速力ノ足ラサルヿト常ニ水面ニ浮出スルノ不利ヲ加ヘテ二ノ不利ヲ生ス

第五　水雷火ニ関シ求ム可キ効験

千八百七十年ノ戦争ノ時衆人ノ実験セシ如ク佛國ノ軍艦ハ敵ノ港口ト海岸ニ備ヘ置キシ不運轉ノ水雷火ノ為メニ撃碎セラレンヿヲ恐レテ日耳曼海ノ各港内ニ敢テ進入スルモノナカリシ今日ニ至ル迄水雷火ハ全ク実効ヲ奏セシヨリハ却テ人心上空想感覚ノ効ヲ現ハセシヿ居多ナルヲ以テ若シ外國ト交戦ノ時ニ於テ其敵國ノ軍艦司令官等此形ノ水雷火ノ効少キヿヲ探知セハ必ス之レヲ恐ルヽヿナカル可シ而シテ政府之レニ目テ得ンヿヲ求ムル効験ヲ失フ可シ然シ其技ニ達セル外國人ノ指揮ヲ為スモノナカルヘキ支那ノ軍艦ヲ恐怖セシムルニハ此水雷火ニテ充分ナル可シ

第六　「ポイント」氏其業ヲ満足セシカ

前ニ述フル所ノ事ハ敢テ「ポイント」氏ノ業績ヲ見サルト云フニアラス而シテ其事業ハ実ニ該氏ノ日本受府ニ對シテ為シタル約束ニ関スルヿニシテ初メヨリ「ポイント」氏ノ為ス所ノ約件ノ事情ヲ知ラスシテ説ノ為スヒ其説ハ決

シテ聽カル、ヿナカル可シ蓋シ「ポイントン」氏
單ニ其運轉水雷火ヲ運轉スヘキヿノミヲ約セ
シヿナラハ同氏ハ此業ニ於テ其約束ヲ充分ス
リト云ツ可シ然シ水雷火ヲ運轉セシムルヿノ
新発明ニアラサルヿハ前ニ述ルカ如シ然シテ
独リ其水雷火ニ用フル舩ハ固ヨリ新工夫ニシ
テ而モ細事ニ至テハ新工夫ナルヿ必セリ然レ
ドモ良好ノ運轉水雷火ニ欠ク可ラサル要件ハ速
力ノ度ト其經過ノ距離ニアルヿニテ其要件中
ニ就テ論スレハ能ノ水中ニ隠レシ人目ニ觸レ

サル模様ヲ加フルヿヲ得可シ而シテ「ポイント
ン」ノ水雷火ハ一モ此要件ヲ充タセシヿナシ乃
チ欧羅巴各國改府ニ於テ其諸港ニ今尚不運轉
ノ水雷火ヲ全ク廃セスト雖モ重モニ英人「ウハイ
トヘード」発明ノ水雷火ヲ用フルモノハ蓋シ此
要件ヲ備フル為メナリ但シ「ウハイトヘード」ノ
水雷火ハ一時間ニ十八マイルヲ經過スルノ割
合ヲ以テハ「マイル」ノ距離ヲ經過シ且ツ常ニ水
中ニ隠レテ見ユ可ラサル最上ノ利益ヲ備フ然
レドモ一度之レヲ放ツ片ハ之ヲ上メ又ハ元ノ地

位ニ復ス等ノ事ヲ得ス故ニ若シ此器械目的ト
スル船ニ中ラスシテハ「マイル」ノ距離ヲ経過ス
ル途中之レヲ妨クルモノナキトキハ再ヒ水面ニ
浮ヒ来ル而シテ之レヲ水中ヨリ引揚クルヿ容
易ナリ然レ𪜈目的ヲ失ヒタル此水雷火其発動
力ノ止マサル前ニ之レヲ妨クルモノアルトキハ
忽チ破烈スルニ因テ全ク消滅ニ属ス可シ即チ
此水雷火ノ発動器械ハ恰モ精細錯綜セル時計
機関ノ如シ
此各種ノ運転水雷火ハ其價甚タ廉ク「リー」ノ水
雷火ハ其秘訣傳受ノ為メ発明者ニ拂フヘキ價
銀ノ外亜國ニ於テ一個ニ付七千弗乃至一万弗
ノ價ヲ為ス又「ウハイトヘード」ノ水雷火ハ佛國
ニ於テ秘訣傳受ノ價額四十五万「フランク」ニシ
テ当時横濱ニ居ル佛國ノ水師提督「カランツ」ノ言
ニ従ヘハ其製造金一個ニ付キ五千「フランク」乃
至六千「フランク」ハ我ニ十弗ニ当ル𪜈レ𪜈
此ノ如キ至大ノ價額ヲ保証スルヿヲ得ス又茲
ニ「レイ」ノ水雷火ト相競ハン為メ「エリクソヌ」ト
云ヘル亜墨利加人ノ発明シタル水雷火アリ乃

テ此器械ニ付テ知ル所ノ事ハ此器械ニ附着シ
タル管アリテ此管ヨリ間断ナク外氣ヲ導キ其
内部ノ空気ヲ壓迫シテ其器械ヲ運轉スル具ニト
リ又此器械ニ付キ別ニ細事ヲ知ラサレハ如何
ナル道理ニテ其管ノ水ニ摩擦スルヿハ速力ニ
妨碍ヲ為サヽルヤヲ知ル能ハス
「ポイントン」ノ水雷火ノ真ノ利益ト云フヘキモ
ノハ只他ノ水雷火ニ比スレハ其價ノ廉ナルヿ
ナリ然シ是レハ真ノ利益ト云フヲ信スル能ハ
ス何トナレハ價ノ廉不廉ト品ノ良不良トノ如
キ人ノ第一ニ注意ス可キモノニシテ其品ノ出来方
来方ニ就テ論スルニ既ニ上ニ云フ所ニ拠レハ
「ポイントン」ノ水雷火ノ成功ハ全ク中等ニ属ス
可シ
借茲ニ局ヲ結ハン為メ「ベルニー」氏ノ説ニ從テ
云フ可シ乃チ「ポイントン」氏ノ発明善良ニシテ
採用ス可キモノナルカ否ヲ知ランニハ先ツ初
メニ「ポイントン」氏ノ日本政府ニ上告ス可キ答
ナル約束ノ條件ヲ充タセシヤ否ヲ知ルヿヲ要
ス可シト悲レ若シ其契約ノ未タ為サレサル

「ナラハ日本政府ニ於テ宜ク其約件ヲ発言ス
ヘシ又「ポイントン」ハ其約件ニ従テ預メ書記セ
シ上双方互ニ承諾シタル个條ニ従テ其経験ヲ
為スヿヲ約ス可シ但シ其个條モ約條書中ニ記
載ス可シ即其个條左ノ如シ
第一水雷火ノ速力ノ必ス達スヘキ度　第二此
速力ヲ以テ経過ス可キ距離　第三器械ノ力
第四傳線ノ種類及ヒ其保存スヘキ度
又條約書中ニ海軍省ノ官員二三名傳信寮ノ役
人二名大蔵省ノ官員二三名トニ成レル委員
別ニ御雇外國人一二名ヲ差加フ可シ相會シ此
ノ委員ノ面前ニ於テ此次ノ経験ヲ行ヒ其委員
ノ申立ニ曰リ政府ハ「ポイントン」氏ノ発明ヲ採用
スヘキヤ否ヲ監定シテ之レヲ決スヘキヿヲ記
載ス可シ

東京
千八百七十五年六月十四日　ガリー

参議兼大蔵卿大隈重信公閣下